

3. その他の意見と町の考え方

意見 番号	意見	町の考え方
1	<p>町民の意見を広く求めようとする姿勢は、よいと思います。本来は、各議員さんが議会で話されたことを、町民に知らせる努力をしていくことだと思います。行政の立場に有利になるように町民の声を聞くということにならないようにしてほしい。</p> <p>ですから、このように手続きと審議会を公開をするようになることは、利権にならないようにしたいと思います。（駅前複合施設、駅前北口開発、田端スポーツ公園、総合福祉センター予定地）</p>	<p>パブリックコメントは、町が計画や条例などの案を作成する段階において、町民のみなさんに意見を求めるものです。提出された意見に対して、行政の立場に有利不利ということに関わらず説明責任を負うこととなります。</p> <p>パブリックコメントや会議の公開は、これまでも事案によって、あるいは審議会によって実施されていますが、規則として定めることで、パブリックコメントを実施する事案や公開する会議、実施や公開の方法などを町として明確にすることとなります。</p>
2	<p>1～3ページの導入解説部分は読みやすく、わかりやすく書かれました。</p>	<p>ありがとうございます。今回ご意見を募集した「パブリックコメント手続に関する規則（案）」でも、第6条第2項第2号において「案の目的その他案を理解するために必要と考えられる資料」を公表すると規定しています。</p> <p>意見を提出していただくためには、その計画や条例などの制定の背景や趣旨、計画事業の概算費用、事業目標などを併せて示すことで、その案をより理解していただく必要があると考えます。</p> <p>ご意見をいただいた部分については、今回の2つの規則を制定する目的や規則の特徴・考え方をまとめた内容になっています。</p>
3	<p>「寒川町自治基本条例」と今回の2つの「規則」により、多くの課題を、町民と行政が協働して進める方法が整備されたと思います。</p> <p>言うまでもなく、この3つは目的ではなく手段です。町民と行政の当事者各位の勉強（理解促進）と信頼をベースに個々の案件に取組、その成果を上げることがゴールであることをめざした運用が決め手てになります。これが一番の大きなポイントです。</p>	<p>ご指摘のとおりだと思います。自治基本条例はもとより今回の2つの規則も、町がその制定の目的をしっかりと踏まえて運用することが重要です。</p> <p>そのために「町でどういうことが論議されているのか」「策定中の計画や条例などはどんなものなのか」など、情報を積極的に公開することで、町民のみなさんに少しでも関心をもっていただけるよう努力したいと思います。関心をもっていただくことで、会議の傍聴やパブリックコメントでの意見の提出などへつながっていくものと考えています。</p>